

山梨大学学術リポジトリ運用指針

制定 令和 6年 7月 3日

改正 令和 8年 1月 27日

(趣旨)

第1条 山梨大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）は、山梨大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において作成された教育研究成果等（以下「成果物」という。）を収集し、山梨大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に恒久的に登録・蓄積・保存（以下、「登録」という。）し、学内外に電子的手段により無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

(登録対象)

第2条 リポジトリに登録する成果物は、次に掲げるものとする。（文字資料以外の電子的資料（画像・データ集）を含む。）

- (1) 学術論文（学術雑誌掲載論文、プレプリント、学会発表資料等）
- (2) 学位論文（博士論文、学位論文要旨等）
- (3) 教育資料（講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等）
- (4) 各種研究成果物の根拠となる研究データ
- (5) 紀要等
- (6) 研究成果報告（科学研究費報告書、研究成果報告等）
- (7) 広報誌・報告書等
- (8) その他、附属図書館長が適当と認めたもの

2 前項のうち、公開することに支障がないものに限る。

(登録者)

第3条 リポジトリに成果物を登録することができる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍した者
- (2) その他、附属図書館長が特に認めた者

(登録申請)

第4条 登録者は、成果物を記載した所定の登録申請書を附属図書館長に提出し、登録申請を行うものとする。ただし、附属図書館と登録者との間に登録申請書に相当する

合意が得られている場合は、この限りではない。

- 2 リポジトリに連携するシステムを通じて成果物の登録を希望した場合は、登録申請書の提出を不要とする。
- 3 山梨大学オープンアクセスポリシーによりオープンアクセスジャーナル等で公開された成果物は、著者本人の登録申し出を待たず、本文またはメタデータをリポジトリに登録することができる。

(提供された成果物の取扱)

第5条 附属図書館は、リポジトリに登録申請された成果物を次のとおり取扱うものとする。

- (1) 登録申請された成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバ（以下「サーバ」という。）に期限を設げず格納する。
- (2) サーバに格納された成果物を公開し、その複製物を利用者からの要求に応じて、電子的手段により無償で送信する。
- (3) サーバに格納された成果物は、登録・利用・送信の便宜のために必要に応じて、媒体変換を行う。

(成果物の著作権に関する事項)

第6条 リポジトリに登録し公開する成果物の著作権については、次のとおりとする。

- (1) 登録者は、著作権が複数のものに帰属している場合は、すべての著作権者の許諾を得ておくこと。
- (2) 登録者は、成果物の公開が肖像権又は情報に関する権利と抵触する場合は、その権利が帰属する者の許諾を得ておくこと。
- (3) 登録者は、成果物に含まれる資料等が公開に支障がある場合は、資料等を所蔵する者の許諾を得ておくこと。
- (4) リポジトリに登録された成果物の著作権は、登録後も原著作権者に帰属する。

(成果物の利用)

第7条 附属図書館は、成果物を電子的手段により利用する利用者に対して、著作権法を遵守し、同法に定める目的と範囲内で当該複製物を利用するよう周知しなければならない。

(成果物の削除・非公開化)

第8条 附属図書館は、次の場合に、リポジトリに登録された成果物を削除、あるいは、非公開化することができる。

- (1) 登録者から削除の申請があった場合

(2) リポジトリに登録された成果物が社会的にみて不適切であると附属図書館長が判断した場合

(免責事項)

第9条 リポジトリに登録・公開された成果物の利用によって生じた損害について、山梨大学はその責任を負わない。

(その他)

第10条 この指針に定めのない事項については、附属図書館長が別に定める。

附 則

この指針は、令和6年7月3日から施行する。

附 則

この指針は、令和8年1月27日から施行する。